

学校いじめ防止基本方針

いわき市立勿来第一小学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を著しく侵害し、心身の健全な成長、人格形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめに対しては、「どの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」と考え、「いじめは人間として許されない」「いじめは卑怯な行為である」という共通認識のもと、友達をいじめない思いやりのある児童の育成を目指し、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを発見した場合は適宜かつ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団により無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止等の対策のための組織

（1）いじめ防止委員会（生徒指導委員会）

～いじめの未然防止と早期発見のために設置～

I 構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 学年代表 養護教諭 （外部専門家）

II 取り組み内容

- i 基本方針・年間計画の作成
- ii アンケートの実施と結果報告
- iii 未然防止の取り組み（研修計画立案）
- iv 早期発見の取り組み
- v 情報交換

(2) いじめ対策委員会

～いじめを発見した場合、その解決に向けて設置～

I 構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 学年主任 養護教諭 該当学級担任
特別支援教育コーディネーター (外部専門家)

II 取り組み内容

- i 情報収集、事実把握
- ii 具体的な指導方針の決定
- iii 加害・被害児童、全体への指導・支援
- iv 保護者・関係機関との連携
- v 事態収束までの継続指導・経過観察

4 いじめの未然防止のための取り組み

- ①すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動
- ②「規律」「学力」「自己有用感」のある授業や日常生活の創造
- ③「情報モラル」に関する指導の充実(学級活動等)
- ④「学校いじめ防止基本方針」の共通理解と周知
- ⑤学校だより等による啓発、必要に応じた教育相談の実施
- ⑥外部講師による講話や授業の設定

5 早期発見・いじめの兆候を見逃さない、見過ごさないための手だて等

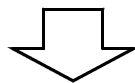
- ①全教職員による児童観察と情報交換
- ②定期調査実施による把握
- ③月1回の「いじめ防止委員会(生徒指導委員会)」の開催
- ④児童自ら相談できる雰囲気作りと教育相談の充実

6 いじめに対する措置

- ①校長を中心とした「いじめ対策委員会」の設置
- ②いじめを受けた児童と保護者への支援
- ③いじめをした児童への指導と保護者への助言
- ④必要に応じて関係機関との連携
- ⑤他の児童(集団)への指導、学級経営の立て直し

7 重大事態への対処

- (1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められるとき
- (2) いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき



- ①事実確認を行い、市教委へ報告・相談
- ②市教委の指導・支援をもと対応

「いじめられている児童を徹底して守り通す」